

縦覧

都市計画の変更案

■愛知県が決定する都市計画の変更案

愛知県では、人口減少・超高齢社会の到来、社会経済活動の広域化や市町村合併の進展などに対応するため、都市計画区域の再編(20↓6区域)をはじめとした都市計画の見直しを進めています。

- ▼変更後の都市計画区域の名称 東三河都市計画区域(豊橋渥美、宝飯及び新城都市計画区域) ▼変更(案) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針/区域区分/臨港地区 ▼縦覧期間 6月11日(金)~25日(金)/県庁・市役所執務時間中 ▼縦覧場所 愛知県建設部都市計画課・田原市役所都市建設部街づくり推進課 ▼その他 縦覧期間満了の日までに、愛知県に意見を提出することができます。
- 田原市が決定する都市計画の変更案
- ▼変更後の都市計画区域の名称 東三河都市計画区域(豊橋渥美、宝飯及び新城都市計画区域) ▼変更(案) 用途地域の新規指定および変更 ①

田原市白浜2号の一部(市街化区域に編入する区域「新規指定」) ②田原市白浜2号の一部(既存の用途地域を変更する区域) ③田原市赤羽根町西瀬古の一部(市街化調整区域に編入する区域「指定の解除」) ④田原市田原町清谷・南番場の一部(既存の用途地域を変更する区域) / 道路の起終点の変更(都市計画道路 神戸赤石線)

▼縦覧期間 6月11日(金)~25日(金) / 市役所執務時間中 ▼縦覧場所 街づくり推進課 ▼その他 縦覧期間満了の日までに田原市に意見書を提出することができます。

▼愛知県建設部都市計画課 052)954局6515 ▼街づくり推進課 23局3523 FAX 22局3811

豊橋渥美都市計画下水道事業

田原公共下水道(田原処理区)および田原公共下水道(渥美処理区)の事業計画の変更認可に係る図書を、都市計画法の規定により縦覧しています。

▼縦覧時間 市役所執務時間中 ▼縦覧場所 下水道課 ▼下水道課 23局3525 FAX 22局3184

税

公的年金から住民税を特別徴収(天引き)します

平成21年度から、公的年金からの市民税、県民税の特別徴収(年金特別徴収)が始まりました。年金からの特別徴収が開始されても年間税額の納

■特別徴収の納付方法例

①初めて65歳以上に該当する方(昭和19年4月3日~昭和20年4月2日生まれ)

徴収方法	普通徴収 (自分で納付・口座振替)		特別徴収 (年金から徴収)		
	納付月	納付月	納付月	納付月	納付月
納付月	1期(6月)	2期(8月)	10月	12月	2月
税額	年税額の4分の1		年税額の6分の1		

②特別徴収2年目以降の方

徴収方法	特別徴収 (仮徴収)			特別徴収 (本徴収)		
	納付月	納付月	納付月	納付月	納付月	納付月
納付月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	前年度2月と同額			年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1		

付方法が従来と一部変更になるだけで、年間税負担額が増えるわけではありません。

●対象の方

平成21年中に公的年金などの支払いを受け、平成22年4月1日において遺族年金、障害年金などの非課税の年金を除く公的年金の支払いを受けている65歳以上の方

●年金から徴収される金額

公的年金等に係る所得から算出された税額が公的年金から徴収されます。年金特徴対象の方には、市から通知書を送付します(6月中旬発送予定)。特別徴収予定の金額を納税通知書で確認してください。

▼税務課

23局3509 FAX 23局0180

寄付

次の方々からご寄付をいただきました。ご厚意に感謝します。

- ▼4月16日、豊橋ベンチャークラブ会長 小笠原明美様から地域社会への貢献のため絵本23冊。
- ▼4月27日、株式会社河合組 代表取締役会長 河合登様から、野田小学校の図書館充実のため金30万円。